

特定支援業務に係る取組状況について

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、昨年10月の改正機構法の施行により新たに機能付与された、経営者保証の付された貸付債権等を買取り、経営者保証ガイドラインに従った整理手続を実施し、経営者の再チャレンジを支援する特定支援業務を開始しております。

今般、関係者間の調整等を経て、本日までに3件の特定支援決定（対象関係金融機関等累計8先※）を行いましたので、お知らせいたします。なお、具体的な支援スキームについては、概ね以下のとおりとなっております。

※申込金融機関等：株式会社福岡銀行、株式会社商工組合中央金庫及び巢鴨信用金庫

○事案①

過大な債務、受注の大幅減少により窮境にある事業者に対し、早期廃業を支援。担保不動産（自宅兼工場）等を換価処分等して得られた金銭を原資に弁済を行い、残額を債務整理。経営者兼保証人については、経営者保証ガイドラインに基づき、残存する保証債務の免除の形で保証債務の整理を行い、生活基盤を確保できる一定の資産を残して再チャレンジを支援。

○事案②

過大な債務により単独での再建が困難な事業者に対し、スポンサーへの事業譲渡を行ったうえでの廃業を支援。事業譲渡対価を弁済原資に充て、残額を債務整理。経営者兼保証人については、経営者保証ガイドラインに基づき、残存する保証債務の免除の形で保証債務の整理を行い、生活基盤を確保できる一定の資産を残して再チャレンジを支援。

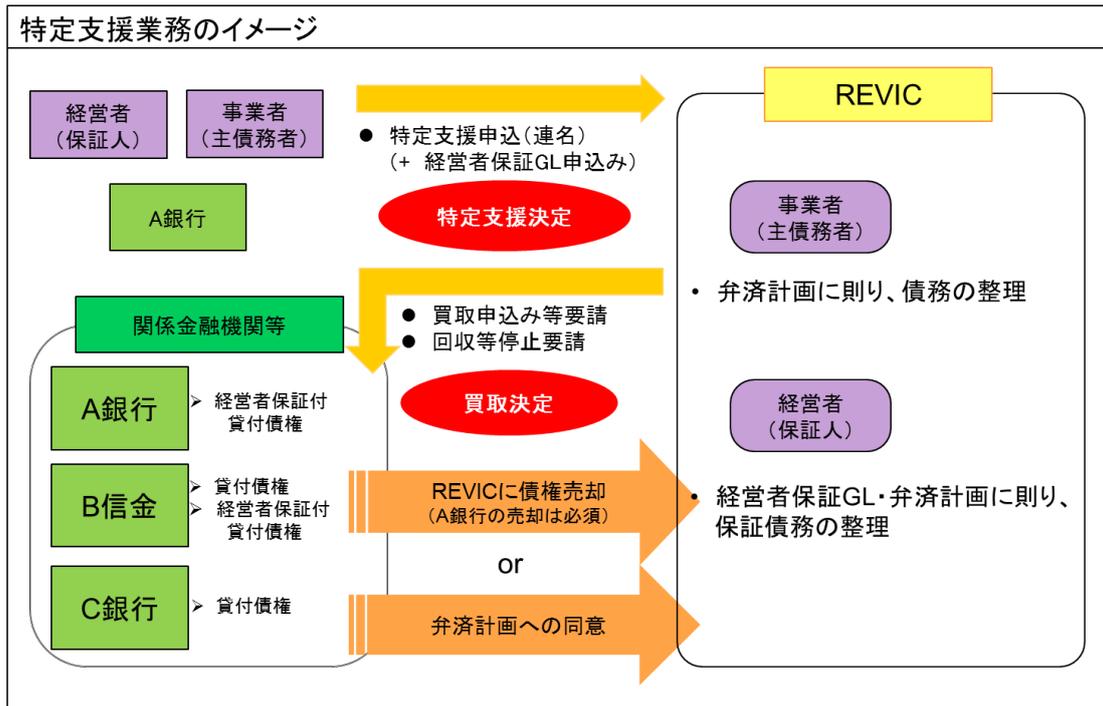
○事案③

地域の小売業者が共同で設立した事業者に対し、早期の清算手続を進め、廃業を支援。保有資産を換価処分等して得られた金銭を原資に弁済を行い、残額を債務整理。経営者兼保証人については、経営者保証ガイドラインに基づき、残存する保証債務の免除の形で保証債務の整理を行い、生活基盤を確保できる一定の資産を残して再チャレンジを支援。

機構においては、地域金融機関等とも協力しながら、今後も特定支援業務を積極的に推進することにより、経営者等の再チャレンジに向けた支援を強化し、地域経済の活性化を促進してまいります。

また、同業務を通じて支援事例を着実に積み上げ、保証債務の整理に係るベストプラクティス（模範となる事例）を随時公表してまいります。

○特定支援業務の概要



以上

<お問い合わせ先・ご相談の連絡先>

株式会社地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

特定支援室：TEL 03-6266-0211